

掛川市告示第114号

掛川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成27年8月27日

掛川市長 松井三郎

第2に次のように加える。

(4) この要綱において「低学年児」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 小学校1年から3年までの学年に在籍する児童

イ 小学校に就学しておらず、又は特別支援学校小学部に在籍している児童のうち、6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあ
るもの

(5) この要綱において「納入額」とは、園児の保護者が納入した保育料等の金額をいう。

第3を次のように改める。

第3 補助額

次の表に掲げるとおりとする。

世帯の区分		補助額
生活保護法（昭和22年法律第144号）による被保護世帯		納入額又は308,000円のいずれか少ない額
低学年児を有する世帯（被保護世帯を除く。）	1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ同表の右欄に定める額（以下「基準額」という。）に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額 最年長以外の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額
	2人以上の低学年児を有する世帯	納入額又は308,000円のいずれか少ない額

低学年児を有しない世帯（被保護世帯を除く。）	1人の園児を有する世帯	基準額
	2人以上の園児を有する世帯	最年長の園児については、基準額
		次年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額

附則第3項を削る。

別表中

「

世帯の区分	補助額（年額）
保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	111,000円

」

を

「

世帯の区分	基準額
保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯	111,000円

」

に改め、同表備考に次のように加える。

3 年度途中の入園又は退園により保育料を在籍期間に応じて納入した場合の基準額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

ア 入園料を納入した場合 右欄に掲げる額に保育料の納入月数に3を加えた額を乗じて得た額を15で除して得た額

イ 入園料を納入していない場合 右欄に掲げる額に保育料の納入月数を乗じて得た額を12で除して得た額

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。